

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日がとなる)

平成七年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十一号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）小鴨地区農業用用排水及び暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- ◇告示 土地改良事業の認可（農村整備課）
- 土地改良事業計画の認可申請の適否の決定（三件）（△）
- 土地改良事業の認可（△）
- 土地改良事業計画の変更の認可（△）
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（三件）（△）
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（二件）（都市計画課）
- 開発行為に関する工事の完了（二件）（△）
- 定例教育委員会の招集（総務課）

告示

鳥取県告示第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、八頭郡河原町大字北村三四八上田富夫ほか七人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業田中地区区画整理）を平成七年一月十日認可し、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

鳥取県告示第十二号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

岸本町が行う土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業八郷（清原）地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六

項の規定により告示し、次とのおり縦覧に供する。

平成七年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する書類
- 四 縦覧に供する期間

平成六年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十三号

溝口町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業溝口地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五条）第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）真住地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成六年一月十日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成七年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五条）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）真住地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成六年一月十日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成七年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十五号

鳥取市が行う土地改良事業に係る松上地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五条）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とのおり縦覧に供する。

平成七年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成六年一月十七日から二十日間
三 縦覧に供する場所
溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

	二 縦覧に供する期間 平成七年一月十七日から二十一日間
	三 縦覧に供する場所 鳥取市役所
	四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
	平成七年一月十三日
	鳥取県告示第十六号
	郡家町が行う土地改良事業に係る山田地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
	平成七年一月十三日
	鳥取県知事 西 尾 邑 次
一 縦覧に供する書類 換地計画書の写し	
二 縦覧に供する期間 平成七年一月十七日から二十一日間	
三 縦覧に供する場所 西伯町役場	
四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。	
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。	

鳥取県告示第十七号

西伯町が行う土地改良事業に係る金山地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

西伯町が行う土地改良事業に係る金山地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

換地計画書の写し

	一 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
	二 縦覧に供する期間 平成七年一月十七日から二十一日間
	三 縦覧に供する場所 郡家町役場
	四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
	平成七年一月十三日
	鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園二・二・八十六号若葉台南第二公園、二・二・八十七号美萩野三
角公園及び二・二・八十八号大覺寺西公園

二 都市計画の変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市若葉台二丁目、美萩野二丁目及び大覺寺字前田

鳥取県告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二
十条第一項の規定に基づき、智頭町から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の
写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の織覧に供
する。

平成七年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

智頭都市計画下水道 智頭町公共下水道

二 都市計画を決定する土地の区域

1 排水区域

八頭郡智頭町大字市瀬字江兒、大字智頭字岩崎、字チンゴリ、字寺前通り、字町
ノ内（乙）、字吉ヶ原、字ダンキ所、字松神、字古川、字中繩手西、字京免、字掛
上り（二）、字六地蔵（二）、字六地蔵（二）、字枕田、字柳谷口、字下毛河原、字
下モ田、字化昌庵、字上ノ山、字瀬戸田、字法古庵（二）、字法古庵（二）、字中三
味、字上三味、字町ノ内（甲）、字下夕河原、字五駄背、字興田、字小松谷、字小
松谷上ミ、字妙法寺下タ、字上市宮ノ前、字八幡、字三軒屋、字飛田河原（二）、
字飛田河原（二）、字黒本（二）、字黒本（二）、字瀧谷口、字上市向河原上平、字

鳥取県告示第二十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年一月二十八日 鳥取県指令受都計二一一第三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎字御建古地灘道西

上市向河原下モ、字寺田、字沖代、字目谷口、字ヲトロ、字高ソトワ、字本折、字
中繩手東、字山崎、字榎木谷、字道ノ下、字河原町、字篠場、字藤ノ木、字城戸ハ
ナ、字藤ノ木河原、字藤ノ木（二）、字城戸ハナ（二）、字段ハナ、字ダソウノ前、
字段、字上ミ段、字下モ段、字中段、字清右衛門田、字大地戸河原（二）、字大地
戸河原（二）、字クシ谷、字横瀬、字山崎向河原、字天神免（一）、字天神免（一）、
字天神河原及び字ダン山、大字岩神字中通り、字下モ田、字家ノ上ヘ、字堂ノ下モ、
字家ノ上ミ、字上ミ田前、字藤ノ木及び字川向、大字三田字下モ田、字柳谷口、字
柳ノ内、字春田、字參宮田、字細田、字桑原、字小深田、字岸ノ下、字家廻り、字
土居、字南口、字リウゲンナ、字湯谷家ノ元、字ホキノ元、字ユウ免、字御墓、字
天王木及び字道ノ上工並びに大字山根字下モ田、字下モ田井手西、字榎谷口、字西
中間田、字大飛所、字長ケ谷向、字フチ屋及び字寺谷前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市花園町一二七

株式会社西日本メディコ

代表取締役 重田由美子

鳥取県告示第二十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十一月二十四日 鳥取県指令受米土維第七百四十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市竹内町字千代畑

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山口県下関市長府港町五一一七

有限会社 菊新

代表取締役 菊谷茂彦

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年一月十三日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 大 石

徹

一 日時 平成七年一月十七日（火）午後三時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他